

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 5 年 2 月 3 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産資源研究所 管理部門長 小林 正裕

## 1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 横浜庁舎実験排水処理設備運転保守業務
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 自) 令和 5 年 4 月 1 日  
至) 令和 7 年 3 月 31 日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。

## 2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「建物管理等各種保守管理」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## 3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)の交付を受けること。
- ① 直接交付 神奈川県横浜市長官舎実験排水処理設備運転保守業務  
国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所  
管理部門管理課施設担当  
電話 045-788-7693  
FAX 045-788-5001
- ② 宅配便着払いによる交付 横浜庁舎実験排水処理設備運転保守業務  
任意書式に「横濱庁舎実験排水処理設備運転保守業務  
入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者  
名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX  
送信すること。
- ③ メールによる交付 横浜庁舎実験排水処理設備運転保守業務  
任意書式に「横濱庁舎実験排水処理設備運転保守業務  
入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者  
名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①  
あてFAX送信すること。

## 4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和5年2月  
17日までに上記3.あてにメール(アドレスは入札説  
明書に記載)又はファックスにて質疑を行うこと。当日  
での質疑を取りまとめ、回答には入札説明書受領者全  
員に對して行うとともに、当機構のホームページにて  
より入札説明会に代える。なお、当該日以降に質疑が  
発生した場合も随時受け付け、

同様に対応する。  
ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することとする。

## 5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 令和5年2月28日 14時00分  
神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
横浜庁舎 第3会議室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 令和5年2月28日 12時00分  
3. ①に同じ。

## 7. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

## 8. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先  
次の①及び②いずれにも該当する契約先  
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等<sup>※注1</sup>として再就職していること  
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること<sup>※注2</sup>  
なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。  
<sup>※注1</sup> 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えたと認められる者を含む。  
<sup>※注2</sup> 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報  
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。  
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名  
② 当機構との間の取引高  
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上  
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報  
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）  
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日  
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）
- (5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が  
行う契約に係る情報の公表及び情報掲載に同意の上、応募のうえ、ご確認いただくこと  
を、ご依頼いただき、ご協力をお願いいたします。また、ご応募のうえ、ご依頼いただき

#### 9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン  
（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等  
における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研  
究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：[http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)）をご理解いただき、一定金額以上  
の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出につい  
て、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、  
入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。  
なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出し  
ていただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

国立研究開発法人 水産研究・教育機構

横浜庁舎実験排水処理設備運転保守業務

## 仕 様 書

令和5-6年度

水産資源研究所管理部門管理課

# < 目 次 >

業務仕様書 .....	3
第1編 一般共通事項 .....	4
第1章 一般事項	
第1節 一般事項 .....	5
第2節 業務現場管理及び実施 .....	7
第3節 業務に伴う廃棄物の処理及び検査 .....	8
第2編 定期点検及び保守 .....	9
第1章 一般事項	
第1節 一般事項 .....	10
第2章 実験排水処理設備 .....	12

# 業務仕様書

1. 件名 横浜庁舎実験排水処理設備運転保守業務
2. 業務目的 本業務は、横浜庁舎における実験排水処理設備を週1回運転し、機械・電気・設備等の作動状況の確認・清掃及び薬品の補給等を行い、設備を適正に維持管理することを目的とする。
3. 業務場所 神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4  
国立研究開発法人水産研究・教育機構 横浜庁舎
4. 業務期間 自) 令和5年 4月 1日  
至) 令和7年 3月31日 } (2年間)
- 定期点検は、毎週木曜日とする。  
なお、点検日が祝日、休日及び年末年始（12/29～1/3）の場合は、前日または翌日に業務を行うものとする。  
2年間合計102回（令和5年度51回 / 6年度51回）  
また、公共機関の立入検査等がある場合は、当所職員の指示により業務日を変更し立ち会うものとする。
5. 特記仕様
- 1) 本業務の実施に当たっては、既存設備又は他の物品等に損害を及ぼさないよう十分注意し、万一損害等を与えた場合には直ちに監督職員に報告し、その指示に従い修復する。  
なお、これにかかる費用はすべて請負者の負担とする。
  - 2) 設備の故障等の緊急時には、深夜及び休日を問わず、1時間以内に対応できる体制を構築し、責任を持って復旧作業にあたることとし、場合によっては製造メーカー等へ連絡し、助言を受けるものとする。
  - 3) 有資格者の配置
    - a) 業務責任者は下記の全ての資格を有すること。
      - ① 下水道管理技術者（処理施設）もしくは下水道技術検定第3種
      - ② 乙種第4類危険物取扱者
      - ③ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
      - ④ 有機溶剤作業主任者
      - ⑤ 低圧電気取扱い特別教育
    - b) 業務担当者は上記a)の②、③、④、⑤の全ての資格を有すること。

## 第1編 一般共通事項

# 第1章 一般事項

## 第1節 一般事項

1.1.1 適用	<p>(a) 本仕様書（(以下「仕様書」という。）は、実験排水処理設備及びその附帯施設（以下「処理設備等」という。）の定期点検、臨時点検、日常点検、保守、運転・監視、清掃に適用する。</p> <p>(b) 仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、請負者の責任において履行すべきものとする。</p> <p>(c) すべての契約図書は、相互に補完する。但し、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次の(1)から(3)の順番とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 契約書</li><li>(2) 仕様書（主要機器リスト等、参考図面を含む）</li><li>(3) 共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部 建築保全業務共通仕様書平成30年版）</li></ol>
1.1.2 用語の定義	<p>仕様書において用いる用語の定義は、次によるほか、各編の用語の定義による。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 監督職員とは、建築物等の管理に携わる者で、保全業務の監督を行うことを発注者が指定した者をいう。</li><li>(2) 「請負者等」とは、当該業務契約の請負又は契約書の規定により定めた請負者側の業務責任者をいう。</li><li>(3) 「業務責任者」とは、契約書に規定する業務責任者をいい、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために監督職員との連絡調整を行う者で、現場における請負者側の責任者をいう。</li><li>(4) 「業務担当者」とは、業務責任者の指揮により業務を実施するもので、現場におけ請負者側の担当者をいう。</li><li>(5) 「監督職員の承諾」とは、請負者等が監督職員に対し書面で申し出た事項について、監督職員が書面をもって了解することをいう。</li><li>(6) 「監督職員の指示」とは、監督職員が受注者等に対し業務の実施上必要な事項を、書面によって示すことをいう。</li><li>(7) 「監督職員の協議」とは、協議事項について、監督職員と請負者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。</li><li>(8) 「監督職員の検査」とは、業務の各段階で、請負者が実施した結果等について提出した資料に基づき、監督職員が業務仕様書との適否を確認することをいう。</li><li>(9) 「作業」とは、本仕様書で定める処理設備等の定期検査、日常点検、保守、運転・監視、清掃に当たることをいう。</li><li>(10) 「点検」とは、処理設備等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査することをいい、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。</li></ol>



	<p>(11) 「定期点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が定期的に行う点検をいい、性能点検、月例点検、シーズンイン点検、シーズンオン点検及びシーズンオフ点検を含めていう。</p> <p>(12) 「臨時点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が、台風、暴風雨、地震等の災害発生直後及び不具合発生時等に臨時に行う点検をいう。</p> <p>(13) 「日常点検」とは、目視、聴音、触接等の簡易な方法により、巡回しながら日常的に行う点検をいう。</p> <p>(14) 「保守」とは、点検の結果に基づき処理設備等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。</p> <p>(15) 「運転・監視」とは、施設運営条件に基づき、処理設備を稼働させ、その状況を監視し、制御することをいう。</p> <p>(16) 「清掃」とは、汚れを除去すること及び汚れを予防することにより仕上材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。</p>
1.1.3 業務計画書	<p>(a) 業務責任者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施日時、全体工程、作業内容、安全管理等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>(b) 業務関係者が施設に常駐して行う業務においては、請負者は業務関係者の労務管理について適切に行うよう計画する。</p>
1.1.4 貸与資料	<p>点検対象の設備機器等に備え付けの図面、取扱説明書等は使用することができる。ただし、作業終了後は、現状に復すものとする。</p>
1.1.5 業務の記録	<p>監督職員と協議した結果及び業務の全般的な経過を記載した記録を整備し、監督職員より請求された場合は、提出又は提示する。</p>
1.1.6 報告書の書式等	<p>報告書の書式等は、報告書書式集によるものとし、あらかじめ監督職員の承認を受けるものとする。また、書式集の様式を変更する場合も、同様に監督職員の承認を受けるものとする。</p>
1.1.7 関係法令等の遵守	<p>業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図るものとする。</p>

## 第2節 業務現場管理及び実施

1.2.1 業務管理	契約図書に適合する業務を完了させるために、業務管理体制を確立し、品質、工程、安全等の業務管理を行う。
1.2.2 業務責任者	(a) 請負者は、業務責任者を定め監督職員に届け出る。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。 (b) 業務責任者は、業務担当者に作業内容及び監督職員の指示事項等を伝え、その周知徹底を図る。 (c) 業務責任者は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。なお、業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。
1.2.3 業務担当者	(a) 業務担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有すること。 (b) 法令により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が当該作業等を行う。
1.2.4 代替要員	業務内容により代替要員を必要とする場合、あらかじめ監督職員に報告し、承諾を得るものとする。
1.2.5 服装等	業務関係者は、業務及び作業に適した服装、履物で業務を実施する。
1.2.6 業務条件	(a) 業務を行う日及び時間は、監督職員と協議する。 (b) 業務日、業務時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
1.2.7 業務の安全衛生管理	業務担当者の労働安全衛生に関する労務管理については、業務責任者がその責任者となり、関係法令に従って行う。
1.2.8 居室、共用施設の利用	共用物は、監督職員の承諾を受け、業務責任者の管理のもと、これらを使用する。また、建物内の便所、エレベーター等の一般共用施設は、利用することができる。
1.2.9 駐車場の利用	施設の駐車場の利用の可否については、監督職員の指示による。
1.2.10 火気の取扱い	作業等に際し、原則として火気は使用しない。火気を使用する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意する。
1.2.11 危険物等の取扱い	業務で使用するガソリン、薬品、その他の危険物の取扱いは、関係法令等による。
1.2.12 別契約の業務等	業務に密接に関連する別契約の有無は、監督職員と協議しその指示に従い、円滑に業務を実施する。

### 第3節 業務に伴う廃棄物の処理及び検査

1.3.1 廃棄物の処理等	(a) 業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理に係る費用は、原則として請負者の負担とする。 (b) 発生材の保管場所及び集積場所は、監督職員の指示に従う。
1.3.2 産業廃棄物等	業務の実施に伴い発生した産業廃棄物は、積み込みから最終処分まで産業廃棄物処理業者に委託し、産業廃棄物管理表（マニフェスト）の交付等を経て適正に処理する。
1.3.3 業務の検査	請負者は、契約書に基づき、その支払に係る請求を行うときは次の書類を提出し、発注者の指定した者が行う業務の検査をうけるものとする。 (1) 業務完了報告書

## 第2編 定期点検及び保守

# 第1章 一般事項

## 第1節 一般事項

1.1.1 適用	本編は、処理設備等の定期点検、臨時点検及び保守に関する業務に適用する。
1.1.2 点検の範囲	(a) 定期点検及び臨時点検の対象部分、数量等は、仕様書による。 (b) 対象部分について本編各表に示す点検内容を実施し、その結果について報告する。なお、対象部分以外であっても、異常を発見した場合には、監督職員に報告する。 (c) 点検周期が1年を超える点検内容の実施は、仕様書による。
1.1.3 保守の範囲	定期点検及び臨時点検の結果に応じ実施する保守の範囲は、次のとおりとする。 (1) 汚れ、詰まり、付着等がある部分又は点検部の清掃 (2) 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整 (3) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め (4) 消耗部品の交換又は補充 (5) 接触部分、回転部分等への注油 (6) 軽微な損傷がある部分の補修 (7) 塗装（タッチペイント） (8) その他これらに類する軽微な作業
1.1.4 点検の実施	(a) 点検を行う場合には、あらかじめ監督職員から劣化及び故障状況を聴取し点検の参考とする。 (b) 点検は、原則として目視、触接又は軽打等により行う。 (c) 測定を行う点検は、定められた測定機器又は当該事項専用の測定機器を使用する。 (d) 異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。
1.1.5 周期の表記	定期点検の周期の表記は、次による。 (1) 1回／1週 は、1週に1回行うものとする。 (2) 1回／2週 は、2週に1回行うものとする。 (3) 1回／1月 は、1月に1回行うものとする。 (4) 1回／2月 は、2月に1回行うものとする。 (5) 1回／3月 は、3月に1回行うものとする。 (6) 1回／4月 は、4月に1回行うものとする。 (7) 1回／6月 は、6月に1回行うものとする。

	<p>(8) 2回／1年 は、1年に2回行うものとする。</p> <p>(9) 1回／1年 は、1年に1回行うものとする。</p> <p>(10) 1回／2年 は、2年に1回行うものとする。</p>
1.1.6 支給材料	<p>保守に用いる消耗品、付属品等は、特記がある場合を除き、当所より支給するものとする。</p>
1.1.7 応急措置等	<p>(a) 点検の結果、対象部分に脱落や落下又は転倒の恐れがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講じるとともに、速やかに監督職員に報告する。</p> <p>(b) 落下、飛散等の恐れがあるものについては、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講じるとともに、速やかに監督職員に報告する。</p> <p>(c) 応急措置、危険防止措置にかかる費用は、監督職員との協議による。</p> <p>(d) 応急措置を行った後は、監督職員に報告書を提出すること。</p>
1.1.8 点検の省略	<p>次に掲げる部分は、点検を省略することができる。ただし、特記がある場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 容易に出入りできる点検口のない床下又は天井裏にあるもの。</p> <p>(2) 配管又は配線のための室、屋上その他にある機器で、容易に出入りできない場所にあるもの。</p> <p>(3) 電気の通電又は運転を停止することが極めて困難な状況にあるもの及びその付近にあるもので、点検することが危険であるもの。</p> <p>(4) 地中若しくはコンクリートその他の中に埋設されているもの。</p> <p>(5) 足場のない給気又は排気のための塔。</p> <p>(6) ロッカー、家具等があり点検不可能なもの。</p>
1.1.9 点検及び保守に伴う注意事項	<p>(a) 点検及び保守の実施の結果、対象部分を現状より悪化させてはならない。</p> <p>(b) 点検及び保守の実施に当たり、仕上材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。</p>
1.1.10 連絡体制等	<p>深夜・休日等の緊急事態の連絡体制を整備する。</p>
1.1.11 機器表等	<p>実験排水処理設備の一覧表は、別紙機器リストのとおりとする。</p>

## 第2章 実験排水処理設備

本業務は、実験排水処理設備を週1回運転し、機械・電気・設備等の作動状況の確認・清掃及び薬品の補給等を行い、設備を適正に維持管理することを目的とする。

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
[維持管理]	(1) 各装置及び機器の適正運転、運転状況の点検、異常有無の確認、異常時の処置を行う。	1回/1週	
	(2) 機器のうち、第2種圧力容器（コンプレッサー）の点検については、月次点検表により行うものとし、点検表は管理日報とともに監督職員に提出する。	1回/1月	
	(3) 電気計装設備の作動状態及び機能の調整・点検並びに確認を行う。	1回/1週	
	(4) 現場計測機器類の調整・点検、確認を行う。	1回/1週	
	(5) 運転用薬品類の調合及び記録を行う。	1回/1週	
	(6) 回転部、稼働部の注油、潤滑油の交換及びVベルトの点検または交換を行う。	2回/1年	
	(7) 各機器類の校正を行う。	1回/1月	
	(8) 汚泥堆積量の確認を行う。	1回/1週	
	(9) 水質監視室及び排水処理施設内の清掃を行う。	1回/1週	
	(10) 下水道放流水の水質検査を別紙表1のとおり行う。	表1参照	
	(11) 海水放流水の水質検査を別紙表2のとおり行う。	表2参照	
	(12) 原水の水質検査を別紙表3のとおり行う。	表3参照	
	(13) 上記（10）～（12）の水質検査が終了次第、環境計量士による濃度計量証明書を提出する。	適宜	
	(14) 処理水及び原水については、水素イオン濃度（pH）、透視度、濁度、色度、水温、化学的酸素要求量（COD）の簡易測定を運転保守時に行う。	1回/1週	
	(15) 運転保守業務が完了後、業務内容を当所職員に報告するとともに管理日報として	1回/1週	

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
<p>[管理室及び雑材・消耗品等]</p>	<p>提出する。</p> <p>前項の業務に必要な管理室及び工具・薬品等については、当所で用意するものとする。また業務に係る光熱水料等についても当所で負担する。</p>		



処理水（下水道放流水）水質検査一覧表（2ヶ年分）

水質検査項目	検体数	水質検査項目	検体数
1) 水素イオン濃度 (pH)	4 8	22) 亜鉛	2 4
2) 生物化学的酸素要求量 (BOD)	8	23) 溶解性鉄	2 4
3) 化学的酸素要求量 (COD)	8	24) 溶解性マンガン	2 4
4) 浮遊物質 (SS)	8	25) 全クロム	2 4
5) n-ヘキサン抽出物質 (動植)	8	26) ニッケル	2 4
6) n-ヘキサン抽出物質 (鉱)	2 4	27) ふっ素及びその化合物	2 4
7) 沃素消費量	2 4	28) ほう素及びその化合物	2 4
8) カドミウム及びその化合物	4 8	29) クロロホルム	2 4
9) シアン化合物	4 8	30) ホルムアルデヒド	2 4
10) 鉛及びその化合物	4 8	31) アンモニア性窒素	1 2
11) 六価クロム化合物	4 8	32) 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	1 2
12) ひ素及びその化合物	4 8	含有量	
13) 総水銀及び化合物	4 8	33) 窒素含有量	1 2
14) ポリ塩化ビフェニル (PCB)	4 8	34) 燐含有量	1 2
15) セレン及びその化合物	4 8		
16) ジクロロメタン	2 4		
17) 四塩化炭素	2 4		
18) 1, 2-ジクロロエタン	2 4		
19) ベンゼン	2 4		
20) フェノール	2 4		
21) 銅	2 4		



原水水質検査一覧表 (2年分)

水質検査項目	検体数	水質検査項目	検体数
1) 水素イオン濃度 (pH)	8	22) 亜鉛	4
2) 生物化学的酸素要求量 (BOD)	8	23) 溶解性鉄	4
3) 化学的酸素要求量 (COD)	8	24) 溶解性マンガン	4
4) 浮遊物質 (SS)	8	25) 全クロム	4
5) n-ヘキサン抽出物質 (動植)	4	26) ニッケル	4
6) n-ヘキサン抽出物質 (鉱)	4	27) ふっ素及びその化合物	4
7) 沃素消費量	4	28) ほう素及びその化合物	4
8) カドミウム及びその化合物	4	29) クロロホルム	4
9) シアン化合物	4	30) ホルムアルデヒド	4
10) 鉛及びその化合物	4		
11) 六価クロム化合物	4		
12) ひ素及びその化合物	4		
13) 総水銀及び化合物	4		
14) ポリ塩化ビフェニル (PCB)	4		
15) セレン及びその化合物	4		
16) ジクロロメタン	4		
17) 四塩化炭素	4		
18) 1,2-ジクロロエタン	4		
19) ベンゼン	4		
20) フェノール	4		
21) 銅	4		

実験排水処理設備機器リスト

No	仕 様	数 量	単 位	備 考
1	計量槽	1	台	
	450×900×600H			
2	第1反応槽	1	台	
	1000×1000×1200H			
3	第2反応槽	1	台	
	1000×1000×1200H			
4	混合槽	1	台	
	1000×1000×1200H			
5	凝集槽	1	台	
	1000×1000×1200H			
6	中和槽	1	台	
	1000×1500×1200H			
7	沈澱槽	1	台	
	2500φ×3000H			
8	生物膜ろ過槽（散気管）	1	台	
	900φ×5500H			
9	活性炭吸着塔	1	台	
	1000φ×2850H			
10	水銀キレート吸着塔	1	台	
	960φ×2200H			
11	重金属キレート吸着塔	1	台	
	900φ×2200H			
12	第1反応槽攪拌機	1	台	
	SSｺﾞﾑﾗｲﾝﾝｸﾞ 295r. p. m×0.4kw			
13	第2反応槽攪拌機	1	台	
	SSｺﾞﾑﾗｲﾝﾝｸﾞ 295r. p. m×0.4kw			
14	混合槽攪拌機	1	台	
	SUS304 295r. p. m×0.4kw			
15	凝集槽攪拌機	1	台	
	SUS304 100r. p. m×0.2kw			

No	仕 様	数 量	単 位	備 考
16	中和攪拌機	1	台	
	SUS304 2.15r. p. m×0.4kw			
17	電動ホイスト	1	台	
	定格荷重2t 揚程6m 巻上モーター0.8kw			
18	原水ポンプ	2	台	
	軸形 0.35m <sup>3</sup> /min×12m×2.2kw			
19	揚水ポンプ(1)(2)	4	台	
	自吸巻式 0.06m <sup>3</sup> /min×10m×0.75kw			
20	汚泥ポンプ	2	台	
	横形巻式 0.1m <sup>3</sup> /min×10m×2.2kw			
21	生物膜ろ過逆水ポンプ	2	台	
	軸形 0.06m <sup>3</sup> /min×15m×0.75kw			
22	生物膜ろ過送水ポンプ	1	台	
	軸形 0.45m <sup>3</sup> /min×15m×2.2kw			
23	活性炭吸着塔送水ポンプ	2	台	
	軸形 0.06m <sup>3</sup> /min×15m×0.75kw			
24	キレート吸着塔送水ポンプ	2	台	
	軸形 0.06m <sup>3</sup> /min×20m×1.5kw			
25	逆洗ポンプ	1	台	
	軸形 0.40m <sup>3</sup> /min×15m×2.2kw			
26	上澄水ポンプ	1	台	
	フオート式 0.13m <sup>3</sup> /min×2m×0.4kw			
27	排水ポンプ	1	台	
	軸形 0.1m <sup>3</sup> /min×5m×0.25kw			
28	通気ブロワー	1	台	
	ルーツ式0.17kg/m <sup>3</sup> ×0.3kw サイレncer付			
29	空洗ブロワー	1	台	
	ルーツ式0.55kg/m <sup>3</sup> ×0.2kw サイレncer付			
30	計装空気用コンプレッサー	1	台	
	圧力開閉式9.5kg/m <sup>3</sup> ×0.75kw減圧弁フィルタ			
31	電磁弁箱	2	台	

No	仕 様	数 量	単 位	備 考
	1000×1000×1200H			
32	次亜塩素酸ナトリウム注入装置	1	台	
	450φ×600H PVC 薬鉢 <sup>°</sup> ンフ <sup>°</sup> 0.2kw×3台			
33	亜硫酸水素ナトリウム注入装置	1	台	
	480φ×630H PVC 薬鉢 <sup>°</sup> ンフ <sup>°</sup> 0.2kw×2台			
34	ポリマー注入装置	1	台	
	580φ×630H PVC 薬鉢 <sup>°</sup> ンフ <sup>°</sup> 0.2kw×2台			
35	液体キレート注入装置	1	台	
	480φ×630H PVC 薬鉢 <sup>°</sup> ンフ <sup>°</sup> 0.2kw×2台			
36	塩化第2鉄注入装置	1	台	
	1350φ×1600H FRP薬鉢 <sup>°</sup> ンフ <sup>°</sup> 0.2kw×2台			
37	硫酸注入装置	1	台	
	1350φ×1600H FRP薬鉢 <sup>°</sup> ンフ <sup>°</sup> 0.2kw×4台			
38	苛性ソーダ注入装置	1	台	
	1350φ×1600H FRP薬鉢 <sup>°</sup> ンフ <sup>°</sup> 0.2kw×4台			
39	モニタリング槽流量指示積算計	1	台	
	超音波流量計			
40	第1反応槽PH指示調節計	1	台	
41	第2反応槽PH指示調節計	1	台	
42	混合槽PH指示調節計	1	台	
43	中和槽PH指示調節計	1	台	
44	モニタリング槽PH指示計	1	台	
45	第1反応ORP指示調節計	1	台	
46	第2反応ORP指示調節計	1	台	
47	中和槽ORP指示調節計	1	台	
48	次亜塩素酸ナトリウム貯槽液面制御計	1	台	
	リード <sup>°</sup> 式液面スイッチ2点 PVC屋内			
49	亜硫酸水素ナトリウム貯槽液面制御計	1	台	
	リード <sup>°</sup> 式液面スイッチ2点 PVC屋内			
50	ポリマー溶解槽液面制御計	2	台	
	電極式3点 SUS屋内			

No	仕 様	数 量	単 位	備 考
51	液体キレート貯槽液面制御計	1	台	
	電極式3点(共通給) SUS屋外			
52	塩化第2鉄貯槽液面制御計	1	台	
	リート式液面スイッチ2点 PVC屋内			
53	硫酸貯槽液面制御計	1	台	
	リート式液面スイッチ2点 PVC屋外			
54	苛性ソーダ貯槽液面制御計	1	台	
	電極式3点(共通給) SUS屋外			
55	生物膜ろ過槽液面制御計	1	台	
	電極式2点(共通給) SUS屋内			
56	原水ポンプピット液面制御計	1	台	
	フリクト式4点 PVC屋内			
57	生物膜ろ過原水槽液面制御計	1	台	
	フリクト式3点 PVC屋内			
58	放流槽液面制御計	1	台	
	フリクト式3点 PVC屋内			
59	活性炭吸着塔原水槽液面制御計	1	台	
	フリクト式5点 PVC屋内			
60	キレート原水槽液面制御計	1	台	
	フリクト式3点 PVC屋内			
61	汚泥貯槽液面制御計	1	台	
	フリクト式3点 PVC屋内			
62	排水貯留槽(1)水位指示警報計	1	台	
	投げ込み式水位計			
63	排水貯留槽(2)水位指示警報計	1	台	
	投げ込み式水位計			

令和5年度 実験排水処理設備 水質分析予定表

月	日（曜日）	実験排水原水	実験排水処理水	海水排水
4	6（木）	—	C, E	G
	20（木）	—	C, D	G, H
5	4（木）	—	C	G
	18（木）	—	C, D	G, H
6	1（木）	—	C, E	G
	15（木）	A（8日）	C, D, F	G, H
7	6（木）	—	C	G
	20（木）	—	C, D	G, H
8	10（木）	—	C, E	G
	24（木）	—	C, D	G, H
9	7（木）	—	C	G
	21（木）	A, B（14日）	C, D, F	G, H
10	5（木）	—	C, E	G
	19（木）	—	C, D	G, H
11	2（木）	—	C	G
	16（金）	—	C, D	G, H
12	7（木）	—	C, E	G
	21（木）	A（14日）	C, D, F	G, H
1	4（木）	—	C	G
	18（木）	—	C, D	G, H
2	1（木）	—	C, E	G
	15（木）	—	C, D	G, H
3	7（木）	—	C	G
	21（木）	A, B（14日）	C, D, F	G, H
定期点検時毎回（1週間に1回：3検体）				I

※ 実験排水原水と実験排水処理水のサンプリング日時にタイムラグを設定することで、原水がどの程度浄化されて下水放流されているのかを推測することができるので、上記カッコ内の日時に原水サンプリングを予定。



令和6年度 実験排水処理設備 水質分析予定表

月	日（曜日）	実験排水原水	実験排水処理水	海水排水
4	4（木）	—	C, E	G
	18（木）	—	C, D	G, H
5	2（金）	—	C	G
	16（木）	—	C, D	G, H
6	6（木）	—	C, E	G
	20（木）	A（13日）	C, D, F	G, H
7	4（木）	—	C	G
	18（木）	—	C, D	G, H
8	1（木）	—	C, E	G
	15（木）	—	C, D	G, H
9	5（木）	—	C	G
	19（木）	A, B（12日）	C, D, F	G, H
10	10（木）	—	C, E	G
	24（木）	—	C, D	G, H
11	7（木）	—	C	G
	21（木）	—	C, D	G, H
12	5（木）	—	C, E	G
	19（木）	A（12日）	C, D, F	G, H
1	9（木）	—	C	G
	23（木）	—	C, D	G, H
2	6（木）	—	C, E	G
	20（木）	—	C, D	G, H
3	6（木）	—	C	G
	19（水）	A, B（13日）	C, D, F	G, H
定期点検時毎回（1週間に1回：3検体）				I

※ 実験排水原水と実験排水処理水のサンプリング日時にタイムラグを設定することで、原水がどの程度浄化されて下水放流されているのかを推測することができるので、上記カッコ内の日時に原水サンプリングを予定。

令和5～6年度 実験排水処理設備 水質分析項目表

記号	分析項目
A (3ヶ月に1回)	pH、BOD、COD、SS
B (6ヶ月に1回)	n-ヘキサン(動植物油、鉱物油)、沃素消費量、カドミウム、シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、PCB、セレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、ベンゼン、フェノール、銅、亜鉛、鉄(溶解性)、マンガン(溶解性)、全クロム、ニッケル、フッ素、ホウ素、クロロホルム、ホルムアルデヒド
C (1ヶ月に2回)	pH、カドミウム、シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、PCB、セレン
D (1ヶ月に1回)	n-ヘキサン(鉱物油)、沃素消費量、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、ベンゼン、フェノール、銅、亜鉛、鉄(溶解性)、マンガン(溶解性)、全クロム、ニッケル、フッ素、ホウ素、クロロホルム、ホルムアルデヒド
E (2ヶ月に1回)	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量、窒素含有量、 リン含有量
F (3ヶ月に1回)	BOD、COD、SS、n-ヘキサン(動植物油)
G (1ヶ月に2回)	pH、BOD
H (1ヶ月に1回)	n-ヘキサン(動植物油、鉱物油) SS
I (1週間に1回)	TN(×3検体)、TP(×3検体)、COD(×3検体) [採水時間 10:00、13:00、16:00]